

第12号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

ハラスメント対応での実態を質す道教委・新保副委員長2回交渉(11月8日)でのまとめ発言



賃金確定道教委交渉 若年層中心に引上げ 赴任旅費増額調整

生活改善なお遠く
超勤「現場の声聞きながら」

賃金確定教育長交渉の結果

- 1 給料改定(賃金引き上げ) 人事委員会勧告どおり実施
 - 1) 月例給を458円(0.12%)引き上げ。大卒程度初任給を1,500円、高卒者初任給2,000円引き上げ、若年層についても所要の改定(中堅職員層以降・再任用職員の改定なし)
 - 2) ボーナス、0.05月引き上げ4.50月に。再任用は改定なし。配分は勤勉手当へ。
 - 3) 上記1)2)は2019年4月に遡り支給。給与改定の実施は給与法改正措置を持って行う。差額は2020年1月に支給。
 - 4) 一般職非常勤職員の給与改定は、これまでと同様。
- 2 旅費制度の見直し より旅行の実態に合わせて見直しを行う
 - 1) 赴任旅費の移転料 距離および世帯区分を撤廃するとともに、実費支給。上限額(道内は374,000円)を設けるものの事情に応じて増額調整。
 - 2) 着後宿泊料 やむを得ない事情により移転後の住居等以外に宿泊した場合には、その宿泊数に応じて支給。
 - 3) 宿泊料 大規模イベント等により宿泊料が高騰している場合、増額調整の取扱いを検討していく。
- 3 超勤縮減 より実効性高い働き方改革を推進するため学校現場の意見を聞きながら教員の業務削減や平準化などを着実に進めていく。

賃金確定をめぐる、15日、佐藤教育長との最終交渉が行われました。主な回答は上記の表のとおりです。

月例給・一時金ともに6年連続の引上げ回答。しかし、中高年齢層や再任用職員への配分は全くないうえ、物価上昇分にも満たない改訂で、生活改善には結びつかないものです。一時金については、全てを勤勉手当に配分するとし、差別的取扱になつていきます。

赴任旅費の移転料をめぐる、実態を踏まえた所要の改訂が提

過労死促進指摘されても

1年単位の变形労働制導入法案

15日、衆議院文部科学委員会は、委員長職権により採決を行い、1年単位の变形労働時間制導入を可能とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)一部改正案」を与党などの賛成多数で可決しました。わずか4日の審議でした。

法案は、19日に衆議院本会議にかけられます。採択されれば参議院に送られることとなります。国会閉会日は12月9日、短期間での成立がもくろまれています。

この間の審議だけでも、法案の深刻で重大な

問題点がいくつも浮かび上がりました。

その一つが、学校現場の異常な働き方を解決するためのものではないという事です。法案は、「(勤務が)長時間化する極めて深刻な実態を見直すことが急務」(法案概要)とし、それに応えるものと説明されましたが、日常の所定勤務時間を延ばすことによって、みせかけの時間縮減を図るものであることが明らかにされました。参考人質疑でも、現行制度で夏季休業中に16日間の学校閉庁日を実施している事例が示

めされました(岐阜市教育長)。わざわざ、課業期間の所定労働時間を延長する意味は全くなく、休日のまとめ取りは、現行法制下で十分可能です。

「繁忙期」への適用と言いますが、ただでさえ忙しい時期の勤務時間をあえて延ばすことが問題になりました。教職員の過労死事例が最も多いのが、まさにこの「繁忙期」に重なるからです。中学校の教員だった夫を過労死で失った工藤祥子さんは参考人質疑で、死亡事例が6、7、12月に多いことを挙げ、その時期の

の過重性やストレス負荷が大きく影響したと、自身の経験を振り返りました。まさに、「過労死促進法」だということ。变形労働時間制は労働者の命と健康を脅かすことから、労働基準法は労使の合意を厳格に求めています。参考人質疑でも、「合意抜きでの導入は労基法で定められた最低基準を条例で許すことで、ここに風穴を開ける」(日本労働弁護団・嶋崎量弁護士)と批判されました。追及された萩生田文科大臣は、「学校みんなが嫌だと言うものを入れることはできない」と答弁。しかし、法案のどこにも、それを保障する文句はありません。自分の命と健康を守るための最低限の権利についてもないがしろにされることが明らかになりました。

国民的関心が急速に広がっています。廃案を求める声を上げ続けましょう。(裏面に関連)

わずかに4日で採決

衆院文部科学委

变形労働時間制

あなたの声をお寄せください

下のQRコードをご活用ください



示されていましたが、上限額が設けられていたため、本人の持ち出しとならないよう求めていました。交渉では、「特別の事情により上限範囲での移転が困難と認められる赴任について、増額調整の対象とする」との回答が示されました。また、「大規模イベント等で宿泊料が高騰している場合の増額調整について検討したい」との回答も得ました。

超勤勤務縮減をめぐることは、研修事業や授業時数の機械的押しつけを止めること、部活動の負担軽減などを求めるとともに、現場教職員の意見を十分に踏まえながら取組を進めるよう要求。教育長は、「健康で生き生きとやりがいをもって質の高い教育を行うため、長時間勤務解消は喫緊の課題」とし「実効性ある働き方改革を推進するため、学校現場の意見を聞きながら着実に進めると述べました。

交渉団は、「よりよい教育と学校づくりとともに、教職員一人ひとりの命をも背負っている」という自覚に立って、「学校現場の意見を聞く」とした言葉をしっかりと心に銘じてほしいと主張しました。

引き続き、現場の実態と要求を掘り下げ、教職員組合としての活動を強めていきます。ご協力をお願いいたします。(裏面に関連)

1年単位の変形労働時間制審議 参考人陳述から



意見陳述する工藤祥子さん (全国過労死を考える家族の会公務災害担当・神奈川過労死等を考える家族の会代表) =11月12日、衆議院文部科学委員会

12日に衆議院文部科学委員会で行われた参考人質疑で、神奈川過労死等を考える家族の会代表の工藤祥子さんが、遺族と元教員の立場から意見陳述をしました。その要旨を紹介します。

過労死を促進してしまおう

私は遺族として元教員の立場から本法案の問題点について意見を述べます。私の夫は2007年6月にくも膜下出血で40歳で突然他界しました。随席にいるのは、31年前同じくお連れ合いを過労死で亡くされた中野さんです。夫は、公立中学校体育教員で、心身ともに健康でしたが、4月に転任した早々、新しい環境のなか、生徒指導専任として過重過密、休日出勤、持ち帰り残業が蓄積し、体調を崩し始めました。「夏休みになったら病院に行く」と言っていたが、6月の修学旅行も無理を押して引率しましたが、帰ったその日に激しい頭痛に襲われ、皮肉にも「行く」と言っていた病院の待合室で倒れ、心肺停止でそのまま亡くなりました。

私は把握した教員の過労死では、昭和53年(1978年)からの脳心疾患の死亡事案35件中、夏休み前は6月が4人、5月が3人と、この2カ月が年間で最も多い数です。中野さんのお連れ合いが倒れたのは冬休み直前の12月です。長期休暇まで心身ともにたないのです。1年単位の変形労働時間制では、確かに見かけの時間外労働は減りますが、一方この時期の労働時間が合法的に増えてしまします。業務量が減らないのであれば、むしろこの時期、さらに長時間労働となり、過労死を促進してしまします。夏休みのまとめ取りには賛成です。先輩たちは「昔はもつとのんびりしていた」などと言っていますし、そんな時間をほしいです。9月から始めた1年単位の

変形労働時間制の撤回を求めるインターネット署名では、3週間で3万3155の署名と665のコメントが集まりました。「休息も取れないのに、繁忙期に所定の時間が長くなれば過労死してしまう」「など不安の声がいつぱいです。」「あと2年で(問題が)クリアできるのか」と現場教員はおっしゃっていました。私も元小学校教師でしたが、多忙と夫の喪失感や子育ても重なって倒れ、離職しました。現職の時は、児童の登校前に出勤し、授業準備をし、

えの危険があります。上限ガイドラインが実効性あるものになるといふ担保を示してください。教育委員会や学校が負荷なく実行できるものでなければ今までと変わられません。違法状態から先生方が救済される制度が必要で。一貫した現場の声は、過重勤務防止に必要な教員の増員と業務の削減を求めるものです。これが充実していたら、夫は過労死しなかったかもしれない。子どもたちは、もつと先生と話せたり、しっかりと準備された授業を受けられるでしょう。子どもたちの未来と社会全体の問題です。国は教員の過労死を把握していないと、萩生田(光一文部科学)大臣は答弁しました。年間400〜500人の在職死亡者、5000人以上の精神疾患離職者、多くが過労死ラインに達する業種であり、その原因や実態の把握・分析なしに教員の業務改善はできません。1年単位の変形労働時間制をこの短期間で導入することに反対します。現場の声聞き、まずは業務量と長時間労働を削減すること、正規教員を増やし、持ち時間を減らす、業務を改善すべきです。休日のまとめ取りのみを検討すべきです。(次号は嶋崎弁護士陳述を紹介)

過重勤務防止に必要な教員の増員と業務の削減を求めるものです。これが充実していたら、夫は過労死しなかったかもしれない。子どもたちは、もつと先生と話せたり、しっかりと準備された授業を受けられるでしょう。子どもたちの未来と社会全体の問題です。国は教員の過労死を把握していないと、萩生田(光一文部科学)大臣は答弁しました。年間400〜500人の在職死亡者、5000人以上の精神疾患離職者、多くが過労死ラインに達する業種であり、その原因や実態の把握・分析なしに教員の業務改善はできません。1年単位の変形労働時間制をこの短期間で導入することに反対します。現場の声聞き、まずは業務量と長時間労働を削減すること、正規教員を増やし、持ち時間を減らす、業務を改善すべきです。休日のまとめ取りのみを検討すべきです。(次号は嶋崎弁護士陳述を紹介)

住居手当見直しの支給の算出 (矢印のように変更)
算出例
住居手当 50,000円の家賃の計算例
a 月額23,000円以下の家賃を支払っている場合
家賃の月額 - 12,000円 = 支給額 (100円未満切捨)
b 月額23,000円を超える家賃を支払っている場合
家賃の月額 - 23,000円 (16,000円を限度) + 11,000円 = 支給額 (100円未満切捨)
現行 {(50,000 - 23,000) ÷ 2} + 11,000 = 24,500円 (支給額)
改定 {(50,000 - 24,000) ÷ 2} + 11,000 = 24,000円 (支給額)
500円の減額

賃金確定交渉から
住居手当の見直しの内容と交渉席上での現場発言を紹介いたします。

住居手当が見直されます。家賃額の下限と手当額の上限が1,000円ずつ引き上げられます。家賃が50,000円の場合、現行では24,500円の手当が支給されますが、改定では、上図のように24,000円に引き下がります。

教育長交渉での現場発言
全いぶり教職員組合 中里 明雄 さん
切実な声を受けとめて
妻は、子どもより早く家を出ます。出勤時刻の1時間ほど前です。そのため、5時には起床し、家事や身支度を済ませていきます。これほど早く勤務校に向かうのは、「仕事の間合間に合わないから」です。帰宅してからは、夕食を慌てて取り、自宅のPCを立ち上げます。その日の担当児童の記録を残したり、明日の授業準備をしたりするためです。余暇の時間は、睡眠時間を削らなければ取れません。およそ5時間程しか眠っていません。
多くの現場の教員は、自らの心身が疲弊しても顧みず、顧みる余裕もなく、日々の業務を行い、目の前の子どもたちと向き合っています。長時間労働の解消は、もはや、教職員を大幅に増やす以外にはありません。現場の切実な声を受けとめてください。

総合共済
うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。
月々 600円
さらに退職時には 掛金が全額戻ります!
●結婚祝金に10,000円 ●出産祝金で5,000円
●災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ